

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力のない社会づくり

～吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画～

- ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的な役割分担意識等による経済力の格差や、暴力を容認する社会風潮などがあり、DVは構造的な社会問題といえます。女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえでの大きな課題となっています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正などにより法制度の整備は進んでいるものの、配偶者等からの暴力などに対する社会的認識は依然十分であるとはいえません。
- 平成22年に実施した「吉川市男女共同参画策定基礎調査」によると、DV被害の経験について、全体の3割弱に経験があるものの、その被害を相談した割合は約3割に止まっており、半分以上が相談をしていない状況です。また、その理由として「相談するほどのことでもないと思ったから」が最も高くなっています。（18ページ図表15・16参照）
- 暴力は重大な人権侵害であるという認識を高め、安心して相談できる体制づくりや警察署などの関係機関との連携を図るなど、DV等、女性に対するあらゆる暴力を許さない環境づくりに向けて、社会全体で取り組む必要があります。

1 暴力を許さない社会づくりの推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。しかし、実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

吉川市では、DVに対して、学校や地域において、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組んできました。また、中学生や高校生などの若年者層へは、結婚前の交際相手との間に起こるデートDV^{※1}についての理解促進を進めています。

男女共同参画の実現を阻むDV等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶する社会的気運を醸成するとともに、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	DV等の防止に向けた広報・啓発活動の充実	さまざまな機会、メディア等を活用した広報・啓発活動を進めるとともに、地域においてDV防止に関する啓発ができる人材の育成に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 広報紙や市ホームページ、啓発紙等による情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止に関する情報を広報紙や市ホームページ、男女共同参画情報紙、ポスター、リーフレットなど、さまざまな媒体を通じて提供します。 	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> DV防止地域サポーター制度の創設・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止地域サポーター講座」を実施し、DV防止に関する情報を地域に発信するDV防止地域サポーターを育成します。 	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> DV講座等学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるDVへの理解を深めるため、DVについての出前講座を実施するなど、学習機会の充実を図ります。 	市民参加推進課 生涯学習課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 女性に対するあらゆる暴力根絶に向けた啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・DVのほか、性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等女性の人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めます。 	市民参加推進課

※1 デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	若年者に対する 予防啓発の推進	若年者に対して、人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図ります。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 学校における人権尊重と暴力を許さない教育の実施 ・各学校における「男女平等」や「暴力を許さない」という人権教育の充実を図ります。	学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> デートDV防止に関する啓発 ・若い恋人同士間に起こる「デートDV」を防止する啓発を実施します。	市民参加推進課 学校教育課 生涯学習課

家庭で、学校で、地域で、職場で



DVは、犯罪行為をも含む重大な人権犯罪です。
 「DVは犯罪であること、暴力は許さない!」という意識を高めて
 いきましょう。



●「民生委員・児童委員」からのメッセージ

民生委員は皆さんの身近な存在として、地域のさまざまな入口にいます。そして、いつも、弱い立場の方を支援していきたくと考えています。

DV被害の経験者が3割近くも存在するという市民意識調査の結果を聞き、胸が痛みます。

「DVは許さない!」という気運を高め、悩んでいる人が気軽に助けを求められる地域をつかっていきたいですね。



左：吉川民生委員・児童委員協議会 会長 野中 八重さん
 右：埼玉県男女共同参画推進部会 常任委員 石倉 尚美さん

2 安心して相談できる体制づくり

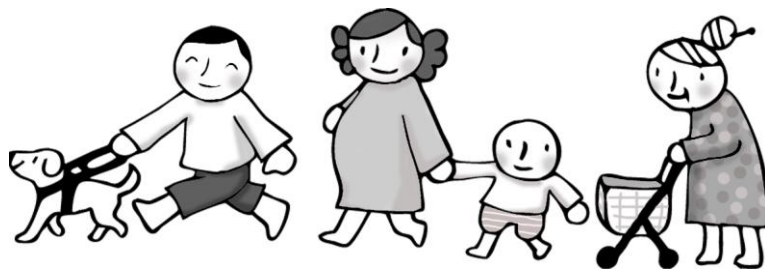
平成 19 年のDV防止法の改正に伴い、市町村において配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置が努力義務化されるなど、配偶者の暴力に対する市町村の取り組みの強化が求められています。

吉川市では、女性総合相談において女性が抱えるさまざまな問題・悩みについての相談に応じています。これに加え、平成 21 年にはDV防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターを開設し、DVに関する相談や情報提供などの支援を行っていますが、市民の中には、配偶者暴力相談支援センターを知らない人もみられ、周知が十分に図られていないことがうかがえます。

そのため、被害者にとっての身近な相談窓口として配偶者暴力相談支援センターのさらなる周知・充実に努めることが必要です。また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、安心して相談できる体制を充実することが求められています。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	DV被害者等に対する相談体制の充実	DVに関して適切な相談支援が図られるよう、センターの周知や相談体制の充実に努めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 ・地域で気軽に相談できる「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実に図ります。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> DVに関する情報の収集と調査・研究 ・充実した支援を行うため、DVに関する最新の情報を収集します。 また、相談室・シェルターの設置やカウンセリング、加害者・外国人・若者等に対するDV防止施策などについての調査・研究を行います。	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 相談員の資質の向上 ・被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民参加推進課

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	DV被害者等に対する相談体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 二次被害 ^{※2} の防止 ・被害者が二次被害を受けることのないよう、職員 のDVや被害者対応に関する認識を高めます。	市民参加推進課 全庁
		<input checked="" type="checkbox"/> 外国人・高齢者・障がい者への配慮 ・相談における通訳ボランティアの活用や関係機関 と連携を図るなど、外国人被害者への対策を実施 します。 また、DVが潜在化しやすい傾向にある高齢者や 障がい者については、相談や関係機関を通じた被 害者の早期発見や相談活動の充実を図ります。	市民参加推進課 社会福祉課 いきいき推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 加害者対策の実施 ・加害者の追及に対し適切な対応ができるよう、職 員に対し、加害者対策の周知を図ります。	市民参加推進課



※2 二次被害

被害者から相談を受けた家族や友人、支援者などの本来であれば加害者のよき理解者となって味方になるべき人たちが、暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聞かないで判断したりすることにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことをいいます。

3 DV対策の充実・強化

DV被害には、生命を脅かされる危険性が伴うため、身の危険を感じた被害者を適切に保護し、安全確保を図ることが極めて重要になります。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。

吉川市では、被害者の意思に基づき、一時保護施設との連携のもと、緊急一時保護を実施しています。DV防止法の施行以後、緊急一時保護を必要とする被害者は、県内でも増加しており、近年では、子どもと一緒に保護を希望する人、障がい者、精神的なケアを必要とする人など、特別な配慮が必要な被害者も増えている状況です。

今後も、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努めることが必要です。

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
1	被害者の安全確保と緊急避難の拡充	<p>緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることのできる体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 緊急時の安全確保と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難時においては、緊急一時保護の依頼、または同行支援、緊急支援助成事業の実施など、被害者の状況に応じた安全確保や支援を実施します。 <input checked="" type="checkbox"/> 保護命令制度の利用助言 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所が加害者に対して発する「保護命令制度」の説明や利用助言をします。 <input checked="" type="checkbox"/> 被害者等に関する個人情報保護 <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の状況に応じ、住民票の写し等の交付制限などの支援措置を行います。 <input checked="" type="checkbox"/> 必要に応じた同行支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全確保や自立支援のため、必要に応じ、同行支援や助言を行います。 	<p>市民参加推進課 子育て支援課</p> <p>市民参加推進課</p> <p>市民課 市民参加推進課</p> <p>市民参加推進課 子育て支援課 社会福祉課</p>

No.	施策	施策及び取り組み内容	担当課
2	自立のための支援体制の充実	被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、必要な情報提供や支援に取り組みます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> 被害者に応じた適切な情報提供や支援ができるよう、関係機関と連携するとともに、配偶者暴力相談支援センターの体制を強化します。 	市民参加推進課
		<input checked="" type="checkbox"/> 住宅確保に関わる支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> 被害者の公営住宅の短期入所制度の助言、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。 	市民参加推進課 建築課
		<input checked="" type="checkbox"/> 子どもに対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、被害を受けた子どもの様子を把握し、加害者対策や心のケア、配慮など、適切な対応と支援を行います。 	市民参加推進課 子育て支援課 学校教育課
		<input checked="" type="checkbox"/> 生活・経済的支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> 被害者の状況に応じ、生活保護制度による適切な保護の実施、または健康保険やひとり親制度、各種手当等の申請援助や助言を行います。また、母子自立支援員による就業等の相談を実施します。 	社会福祉課 子育て支援課 国保年金課
		<input checked="" type="checkbox"/> 関連する法制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し等の交付時に本人確認及び交付理由の厳格な審査を図ります。また、司法手続きに関する支援や助言をします。 	市民課 市民参加推進課
3	関係機関とのネットワークの構築	DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県、近隣市町及び市の関係機関や民間団体との連携を進めます。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内関係各課との連携 <ul style="list-style-type: none"> 総合調整機能を有する配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内の関係各課が連携し、被害者に適切な支援を行います。 また、関係各課の連携を深めるため、「DV及び児童虐待防止担当者連絡会議」や「ケース検討会」を実施します。 	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 警察や婦人相談センター、医療機関等、DV支援に関係する機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。 また、関係機関との連携を深めるため、連携会議等を実施または参加します。 	市民参加推進課 関係各課
		<input checked="" type="checkbox"/> DV防止地域サポーター等との連携 <ul style="list-style-type: none"> DV防止地域サポーターや民生委員・児童委員等と連携し、被害者への相談先等の情報提供やDV防止啓発に努めます。 	市民参加推進課